

イノシシによる農作物被害と被害対策

宮城県の野生鳥獣による農作物被害は、平成20年度被害金額で9,090万円。内訳は鳥類1,558万円、獣類7,532万円。獣類のうちイノシシによる被害金額が3,930万円と獣類被害の5割を超えるまでとなり農業に深刻な打撃を与えています。大河原管内のイノシシ被害は、セヶ宿町を除く2市6町で発生し被害金額3,169万円と県内のイノシシ被害額の8割を超える被害となっており、被害を軽減させる対策が緊急の課題となっています。

これまで、有害捕獲や電気柵・トタン等の資材により柵を個人で設置していましたが、イノシシの生態を理解していない設置や地域としての取組みでなかったことから被害を軽減できないでいました。

被害を軽減させるには、「捕獲により数を減らす」と「耕作地等への侵入を防ぐ」の2つの対策を併せて行うことが有効で、県・市町・JA等との連携や鳥獣部門と農業部門の連携。また、行政単位等地域としての取組みが重要となってきます。

県の鳥獣部門の自然保護課では、平成20年度に宮城県イノシシ保護管理計画を策定し、イノシシの個体数について、今以上の高い捕獲圧により個体数の低減を図るとの方向性を示しています。

個体数の管理の方法としては、下記のとおりです。



イノシシによる被害を受けた田圃

①狩猟期間の延長

11月15日から2月15日

11月15日から3月15日までに延長
※2月16日から3月15日まではわな猟のみ

②特例休猟区の活用

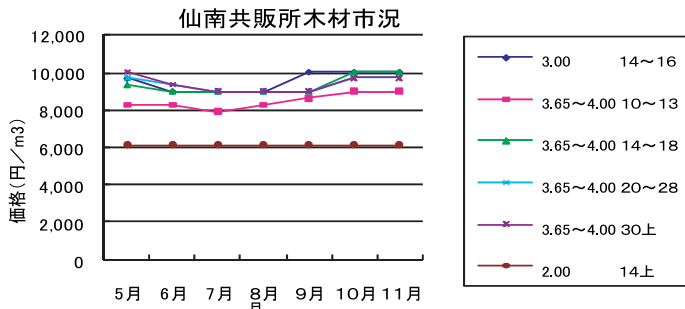
休猟区のうちイノシシ被害が確認されている休猟区をイノシシの狩猟ができる特例休猟区に指定

③狩猟者の確保

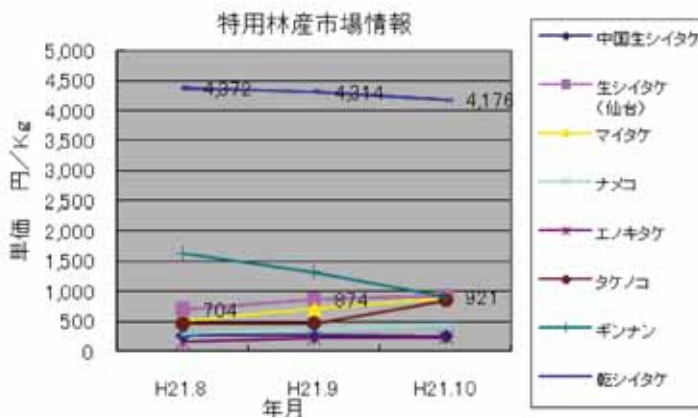
高齢化等による狩猟者の減少を受け、狩猟者確保のため、免許試験の休日開催や複数会場での試験の実施

また、市町では、県イノシシ保護管理計画策定に基づき、イノシシ保護管理実施計画を策定し、個体数調整により捕獲する頭数を定め、市町権限により計画的に捕獲しています。

今後は、農業部門との連携を行い、市町を越えた広い範囲での対策を行うことで被害の軽減に取り組んでいきます。



素材生産から森林整備等に転化したこともあり、入荷が少なく材不足による影響から4.00m10~13cm, 14上を中心に上向き傾向にはなったものの、低質材の割合が多いことや製品価格の低迷から平均単価の底上げまでには至らず止まり感が見られますが、今後は製材所が本格的な在庫確保に入っていることなどから、順調な値動きに期待が持たれます。



全国的に、きのこ類の経営収支は、ナメコ以外の殆どのきのこ類の所得率が上昇した平成19年度に対して、平成20年度はエノキタケを除くきのこ類の所得率が低下しています。

生しいたけ(県産)の平成21年度価格は、夏場の700円台から冬期の鍋物需要により900円台を超える水準まで回復していますが、地場を中心に流通する一部の原木生しいたけの特上品を除き、市場では原木生しいたけと菌床生しいたけの価格差は殆ど無い状況が続いています。

編集後記 お待たせしました。「竹とんぼ」No.27をお届けします。今年度は何かと変化の多い激動の年でした。来年度も確かな情報をキャッチして皆様にお伝えし、関係事業を円滑に進め仙南地域の森林・林業が豊かになるよう努めていきます。